

# 社会福祉法人北渋川福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北渋川福祉会(以下「法人」という。)の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものである。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

### (2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

### (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

渋川市内	交通費として実費相当額を支払う。
その他	当法人「旅費規程」による。

## (改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。